

長岡京市重度障がい者等就労支援特別事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長岡京市地域生活支援事業実施規則（平成18年長岡京市規則第34号。以下「規則」という。）第2条第1項第21号に規定する重度障がい者等就労支援特別事業の実施について必要な事項を定めることにより、重度障がい者等の通勤や職場等における支援を行い就労機会の拡大を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、長岡京市とする。

(定義)

第3条 この要綱において使用する次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 重度訪問介護等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護又は同法第5項に規定する行動援護

(2) 指定重度訪問介護等事業者

重度訪問介護等の事業を行う指定障害福祉サービスを行う事業者

(3) 重度障がい者等

本市において、重度訪問介護等の支給決定を受けている者

(4) 自営業者

税務署に所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する届出を行っている者又は法人の代表者等であつて、民間企業に雇用される者及び国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者以外のものをいう。

(5) 指定特定相談支援事業所等

指定特定相談支援事業所又は障害者就業・生活支援センター

(6) 支援計画書

重度障がい者等の通勤及び職場等における支援に当たって、民間企業又は自営業者が主体となって、支援対象範囲を明確にし、必要な支援をとりまとめた計画書

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、次の各号に掲げるいずれにも該当する者とする。

(1) 重度障がい者等

(2) 民間企業（障害者の雇用の促進に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第49条第1項に規定する障害者雇用納付金制度に基づく助成金の対象となる事業主をいう。以下同じ。）に雇用されている、又は自営業を

営んでおり、就労の継続のために本事業の必要性が見込まれること。ただし、法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6の10第1項第1号に規定する就労継続支援A型の利用者を除く。

(3) 1週間の所定労働時間が10時間以上であること。ただし、民間企業に雇用されている者で、1週間の所定労働時間が10時間未満であっても、当該年度末までに当該企業が10時間以上に引き上げることを目指すことが支援計画書において確認できる者を含む。

(4) 本市に居住していること。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。なお、就労場所は本市内に限定しないこととする。

(支援範囲)

第5条 この事業の対象となる支援の範囲は、通勤支援及び職場等における支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下、「報酬告示」という。）において「通勤、営業活動等の経済活動にかかる外出」として支給対象外となる部分をいう。）とする。ただし、民間企業に雇用されている対象者は、障害者雇用促進法第49条第1項第4号又は第5号に規定する助成金を活用しても当該対象者の雇用継続に支障が残るものとして当該対象者が勤務する民間企業及び関係者による支援計画書において認められた部分とする。

(対象となる支援内容)

第6条 この事業の対象となる支援内容は、就労している時間に、指定重度訪問介護等事業者から提供された重度訪問介護等に相当する支援で、次の各号のとおりとする。

(1) 排泄、食事、通勤・外出及び代筆・代読等のコミュニケーション等の支援

(2) 前号に規定するもののほか、障害者雇用促進法第49条第1項第4号又は第5号に規定する助成金の支給対象外となる喀痰吸引、姿勢の調整、安全確保のための見守り等の支援

(支給量)

第7条 前条に規定する支援に係る支給量は、次の各号のサービスごとに定める範囲内において、市長が決定する。ただし、市長が特に必要と認める場合はこれを超えることができるものとする。

(1) 重度訪問介護 月120時間

(2) 同行援護 月80時間

(3) 行動援護 月80時間

(申請)

第8条 第6条に規定する支援を受けようとする者（これから自営業を始めようとする者

及び雇用されることが内定している者を含む。)は、規則第6条第1項に定める地域生活支援事業支給申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

(1) 重度訪問介護等の支給決定を受けていることを示す受給者証(法第22条第5項に規定する受給者証をいう。)の写し

(2) 支援計画書

(3) 雇用されていることを証する書類の写し(被雇用者に限る。)

(4) 自営業者であることを証する書類の写し(自営業者に限る。)

(支給決定)

第9条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに内容を審査し、利用の可否について決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により、利用を決定した場合は、規則第7条第2項に定める地域生活支援事業支給決定通知書により決定内容を通知し、規則第7条第2項に定める地域生活支援事業利用者証を申請者に交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定により、利用できないことを決定した場合は、規則第7条第3項に定める地域生活支援事業却下決定通知書により決定内容を通知するものとする。

(費用の額)

第10条 本事業の給付費は、別表に定める単位数に、厚生労働大臣が定める一単位の単位の単価(平成24年厚生労働省告示第94号)を乗じて得た額とする。

2 費用の額を算定するに当たり、小数点以下の端数が生じる場合は、これを切り捨てた値をもって費用の額とする。

(費用の請求)

第11条 指定重度訪問介護等事業者および指定特定相談支援事業所等は、利用者の委任に基づき、第6条に規定する支援の提供または支援計画書の作成協力に要した費用に相当する地域生活支援給付につき、市長に請求できるものとする。

2 指定重度訪問介護等事業者および指定特定相談支援事業所等が市長に請求できる額は、規則第12条に基づいて決定されたこの事業に係る地域生活支援給付の額とする。

(利用の変更)

第12条 利用者は、規則第9条に定めるもののほか、第4条に規定する要件又は第8条に規定する申請における内容に変更があったときは、規則第9条第1項に定める地域生活支援事業支給変更申請書を、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、第9条第1項により決定した内容に変更がある場合は、規則第9条第3項に定める地域生活支援事業支給変更通知書により当該変更の内容を通知し、規則第7条第2項に定める地域生活支援

事業利用者証を申請者に交付するものとする。

(支給決定の取消し等)

第13条 市長は、支給決定を受けた者が規則第10条に定める事項に該当すると認めるとき又は次に掲げる事由に該当するときは、支給決定の全部もしくは一部を取り消すことができる。

- (1) 第4条に規定する対象者に該当しなくなったとき
- (2) 第6条に規定する支援内容に含まれない支援を受けていたとき
- (3) 死亡したとき
- (4) その他本要綱の趣旨又は規定に沿わないとき

2 市長は、前項に規定する取消しを行ったときは、規則第9条に定める地域生活支援事業支給決定取消通知書により支給決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に就労支援特別事業に係る費用が支払われているときは、指定重度訪問介護等事業者もしくは指定特定相談支援事業所等に対し、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

(調査等)

第14条 市長は、本事業の実施に関して必要があるときは、支給決定者又は指定重度訪問介護等事業者に対して報告をさせ、又は職員に關係書類等を調査させることができる。

(秘密の保持)

第15条 本事業の関係者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第16条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

重度障がい者等就労支援	当該重度障がい者等が支給決定を受けている障がい福祉サービス	重度障がい者等就労支援事業費
	重度訪問介護	報酬告示別表第2の1のイ及び2及び5に規定する重度訪問介護サービス費の単位
	同行援護	報酬告示別表第3の1に規定する同行援護サービス費の単位
	行動援護	報酬告示別表第4の1に規定する行動援護サービス費の単位
<p>注1 当該重度障がい者等が複数の障がい福祉サービスの支給決定を受けている場合、単位数の大きい障がい福祉サービスを優先する。</p> <p>注2 報酬告示に定められた注の部分は算定対象としない。</p>		
支援計画書作成協力	支援計画書作成協力費	
	計画作成	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生省告示第125号。以下、「算定基準」という。）別表1のイに規定するサービス利用支援費の単位数
	計画見直し (モニタリング)	算定基準別表1のロに規定する継続サービス利用支援費の単位数